附則第七条第二十項の表政令附則第十二条第十六項第一号イ及びロの項中「附則第十二条第十六項第一号イ」を「附則第十二条第十七項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第二号イの項中「附則第十二条第十六項第二号イ」を「附則第十二条第十七項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第二号ロの項中「附則第十二条第十六項第二号ロ」を「附則第十二条第十七項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第三号イの項中「附則第十二条第十七項第三号イ」を「附則第十二条第十八項第三号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第三号ロの項中「附則第十二条第十六項第三号ロ」を「附則第十二条第十七項第三号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第四号ロの項中「附則第十二条第十六項第四号ロ」を「附則第十二条第十七項第四号ロ」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 政令附則第十二条第十八項第一号ロ | 床面積 | 併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。 |
| 政令附則第十二条第十八項第二号 | 床面積 | 併用住宅にあつては、当該専有部分の床面積のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。 |

附則第七条第二十項の表政令附則第十二条第十六項第三号の項中「附則第十二条第十六項第三号」を「附則第十二条第十七項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第十六項第四号ロの項中「附則第十二条第十六項第四号ロ」を「附則第十二条第十七項第四号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第一号イの項中「附則第十二条第十七項第一号イ」を「附則第十二条第十八項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第一号ロの項中「附則第十二条第十七項第一号ロ」を「附則第十二条第十八項第一号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第二号イの項中「附則第十二条第十七項第二号イ」を「附則第十二条第十八項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第十七項第二号ロの項中「附則第十二条第十七項第二号ロ」を「附則第十二条第十八項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第二十八項第二号の項中「附則第十二条第二十八項第二号」を「附則第十二条第二十九項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第二十九項の項中「附則第十二条第二十九項」を「附則第十二条第三十項」に改め、同表政令附則第十二条第三十五項第二号の項中「附則第十二条第三十五項第二号」を「附則第十二条第三十六項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第三十六項の項中「附則第十二条第三十六項」を「附則第十二条第三十七項」に改め、同表政令附則第十二条第三十八項第一号の項中「附則第十二条第三十八項第一号」を「附則第十二条第三十九項第一号」に改め、同項中欄中「床面積」の下に「（共同住宅等にあつては、人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積）」を加え、同項下欄中「する」を「し、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 政令附則第十二条第三十九項第二号 | 特定居住用専有部分のいずれかの床面積 | 併用住宅にあつては、当該専有部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。 |

附則第七条第二十項の表政令附則第十二条第三十九項第三号の項中「附則第十二条第三十九項第三号」を「附則第十二条第四十項第三号」に改め、同表政令附則第十二条第四十項第一号ロの項中「附則第十二条第四十項第一号ロ」を「附則第十二条第四十項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第四十項第二号イの項中「附則第十二条第四十項第二号イ」を「附則第十二条第四十一項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第四十項第二号ロの項中「附則第十二条第四十項第二号ロ」を「附則第十二条第四十一項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第四十五項第二号の項中「附則第十二条第四十五項第二号」を「附則第十二条第四十六項第二号」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項の項中「附則第十二条第四十六項」を「附則第十二条第四十七項」に改め、同表政令附則第十二条第四十九項第一号の項中「附則第十二条第四十九項第一号」を「附則第十二条第五十項第一号」に改め、同表政令附則第十二条第四十九項第二号の項中「附則第十二条第五十項第二号」を「附則第十二条第五十一項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第五十項第一号ハの項中「附則第十二条第五十一項第一号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十項第二号ロの項中「附則第十二条第五十一項第二号ロ」を「附則第十二条第五十二項第二号イ」に改め、同表政令附則第十二条第五十項第二号ハの項中「附則第十二条第五十一項第二号ハ」を「附則第十二条第五十二項第二号ロ」に改め、同表政令附則第十二条第五十一項第二号ロの項中「附則第十二条第五十一項第二号ロ」を「附則第十二条第五十二項第二号ハ」に改め、同表政令附則第十二条第五十一項第一号ハの項中「附則第十二条第五十二項第一号イ」を「附則第十二条第五十三項第一号イ」に改め、同表政令附則第十二条第五十一項第一号ロの項中「附則第十二条第五十二項第一号ロ」を「附則第十二条第五十三項第一号ロ」に改める。

附則第七条の二の見出し中「ところにより証明がされた家屋」を「政府の補助等」に改め、同条第一項を次のように改める。

法附則第十五条の十一第一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、バリアフリー環境整備促進事業のうち既存建築物バリアフリー改修事業に係る補助とする。

附則第七条の二に次の二項を加える。

2　法附則第十五条の十一第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項に規定する建築物移動等円滑化基準又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項第一号に規定する同法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項において「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされたものとする。

3　法附則第十五条の十一第一項の総務省令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第一項又は第三項の規定により法附則第十五条の十一第一項に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない家屋であつて、当該利便性等向上改修工事により建築物移動等円滑化基準に適合することとなる部分（同法第十七条第三項に規定する基準に適合することとなる部分を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第二十三条各号に掲げる建築物の部分のみであるものとする。